様式第２号

届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表

令和8年11月1日現在

施設名		メディカル・リハビリホームグランダ桃山台
施設の類型		住宅型
居住の権利形態		利用権方式
施設所在地		〒565-0854 大阪府吹田市桃山台2 丁目3番4号 （電話番号：06-6170-3726　　FAX番号：06-6170-3727 ）
事業主体		株式会社ベネッセスタイルケア
事業主体の住所		東京都新宿区西新宿二丁目3番1号　新宿モノリスビル
竣工年月日		令和8年9月30日
開設年月日		令和　8年11月1日（予定）
入居者数／入居定員		0 人 ／ 94 人
入居時点で必要な費用		【入居金】（入居金型契約） 7,500,000～65,558,000円（居室タイプ、料金プランによる） 【敷金】（月額支払型契約） 1,320,000～5,000,000円（居室タイプによる）
前払金の返還金の算定方法		返還金＝入居金－利用開始時の償却額－（月次償却額×利用期間） ※「利用開始時の償却額」は入居金の30%です。この額は返還対象外となります。 ※「月次償却額」とは、入居金型契約における入居金算定時の「1ヶ月分の家賃の額」です。（1ヶ月目の月次償却額は、端数調整のため、通常月の月次償却額と異なる場合があります。） ※「利用期間」とは、利用開始日の属する月から契約終了日の属する月までの月数。但し、契約終了日以降に居室明渡しとなる場合は、この限りではありません。（月途中に利用契約が開始もしくは終了した月においては、30で除した日割り計算にて算出します。）
前払金の保全先		株式会社中国銀行
月額費用 ※介護保険費用については別途かかります。		入居金型契約：219,910～804,420円（居室タイプ、料金プランによる） 月額支払型契約：439,910～1,765,720円（居室タイプによる）
内訳	家賃	入居金型契約：0～284,300円（居室タイプ、料金プランによる） 月額支払型契約：220,000～1,245,600円（居室タイプによる）
内訳	食費	39,180円（1名利用）・78,360円（2名利用）
内訳	共益費・管理費等	管理費：180,730～441,760円（居室タイプによる）（税込）
体験入居の費用		6 泊 7 日：77,000 円（税込） ※「６泊７日」の定額料金です。 ※介護保険は適用されません。 ※上記料金には食費、水光熱費、日常生活支援サービス費が含まれます。
介護等の内容	入浴、排せつ又は食事の介護	なし
介護等の内容	食事の提供	委託
介護等の内容	調理、洗濯、掃除等の家事の供与	なし
介護等の内容	健康管理の支援（供与）	なし
介護等の内容	状況把握・生活相談サービス	なし
介護等の内容	その他	
入居対象となる者		入居時自立・要支援・要介護 （留意事項） ・契約締結時に原則満６５歳以上の方 ※満６５歳未満の方はご相談ください。 ・規定の利用料の支払いが可能な方 ・公的な医療保険に加入されている方 ・公的な介護保険に加入されている方 ・保証人を定められる方 ※身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。 ・当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方
夜間の職員体制／最少時人数（職種）		2 人 ／ 2 人（職種：看護職員1, 生活支援スタッフ1 ）
構造設備の状況	居室の面積（最小～最大面積）	最多(内法) 14.4 14.7 ㎡（内法 11.6 ㎡～ 51.1 ㎡）
構造設備の状況	居室の設備	ナースコール、介護用電動ベッド、トイレ、洗面、冷暖房設備、テレビ配線・電話配線
構造設備の状況	共用施設（数）	トイレ(7)、浴室(6)、食堂(1)、機能訓練室(1)、談話室(4)、相談室(2)
構造設備の状況	廊下幅	最大幅員 1.8 m(中廊下)：最少幅員 1.8 m(片廊下)
利用者の意見を把握する体制		有
第三者による評価の実施状況		無
情報開示	入居契約書の雛形	入居希望者に交付
情報開示	重要事項説明書の雛形	入居希望者に交付
情報開示	管理規程	入居希望者に交付
情報開示	事業収支計画書	公開していない
情報開示	財務諸表（要旨・原本）	公開していない
サービス付き高齢者向け住宅登録の有無		無
（公社）全国有料老人ホーム協会等への加入		無
施設までの利用交通手段		北大阪急行線（Osaka Metro 御堂筋線）「桃山台駅」下車、徒歩5 分（約370m） 阪急千里線「南千里駅」下車、徒歩14 分（約1,100m）
吹田市有料老人ホーム設置運営指導指針の「規模及び構造設備」の不適合事項		・「入居者の状況（入居定員が2名以上の居室で感染症に罹患した場合）等に応じて適切な数を確保すること」という指針に対し、当ホームでは一時介護室の設置をしておりません。 ・一般居室について、個室の床面積は「便所・収納設備等を除く内法面積で13平方メートル以上とすること。」という指針に対し、当ホームでは一部に13平方メートル未満の居室（11.6～12.9 ㎡）があります。
代替措置等の内容		・入居定員が2名以上の居室で感染症が発生した場合は、利用者の意向を伺いながら、一時的にご自宅へお戻り頂く・協力医療機関と連携し入院対応の支援を行う等により、感染症の拡大防止に努めます。 ・一部に、便所・収納設備等を除く内法面積が13平方メートル未満の居室があることについて、入居者に事前に説明いたします。
備考		